今月のテーマ

「障害者総合支援法」が可決・成立

何が問題か　運動の展望は

コメンテーター
本誌特報部

6月20日16時10分（国会閉会予定日の前日）、参議院本会議は、障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とすることを可決し、同法は成立しました（民、自・公賛成210、反対24）。

「重度訪問介護サービスの対象拡大など新たな施策を盛り込んだが、骨格提言はことごとく採用されず、障害福祉サービス利用料の原則無料化も見送られた」などマスコミは報じます。

しかし、国が締結した「基本合意」という約束を破ることは、法治国家としての民主主義のルールを破壊する歴史的な暴挙です。国会での徹底審議を求めた障害者の声をもとに考えます。

◆合意破り、提言棚上げ

障害者は身体、知的、精神障害者で約700万人。発達障害や内部障害を含めると1000万人を超えます。支援制度をめぐってこの10年間激しい攻防が続いてきました。その象徴が障害者自立支援法（05年小泉内閣のとき成立）。食事や排泄、移動や情報保障など、障害があることで必要な「支援」に対して「応益・自己負担」が強いられ、障害が重ければ重いほど負担が増える〝天下の悪法〟です。

「障害をもって生まれたことは娘に、親に責任があるというのでしょうか」「普通に生活したいと願うことはぜいたくなのでしょうか」。こうした訴えが、全国14地裁で違憲訴訟となり、法の廃止を公約して民主党が政権につくと「人間の尊厳を傷つけた」と反省し、「13年8月までに法を廃止し、新法を実施する」とした「基本合意」を締結。この基本合意と障害者権利条約が指針となって徹底した制度改革議論がされ、障害者団体は一つになって「骨格提言」をまとめました。

ところが今年2月に厚労省が示した案は基本合意を破って骨格提言を棚上げするもので、激しく批判されました。しかし、官僚と自民・公明と呼応した与党民主党は、閣議決定し、4月には衆議院で三党修正案として可決したのです。

◆19日間、のべ4500人

「骨をもゆるがす怒り」と原告たち。「私たちぬきに私たちのことを決めるな」と19日間にわたる抗議行動に全国各地からのべ4500人の障害者、関係者が国会前に駆けつけ、マイクを握って訴え、すべての議員に何度も何度も要請しました。

「応益負担はすでに解決したと言うが、住民税非課税世帯は無料でも、それを少し超える年収200万の世帯には1割負担は残っている。点字本や電子手帳も自己負担だ」（視覚障害者）。少なくない精神障害者も家計を理由にした負担に苦しめられています。

「65歳の誕生日から介護保険となり月2、3万円の重い負担が強いられる。この実態にメスがまったく入っていない」と作業所施設長。

「ゆっくり相談し、悩みを話せる職員を増やしてほしい」も多くの願いですが、「職員の9割が仕事にやりがいを感じながらも、7割が退職せざるをえない劣悪な環境」（福祉保育労）です。

自立支援医療も応益負担のままで、「病気は治っても仕事がない。年金早く上げてほしい」と心臓病の青年は訴えました。

◆説明責任を果たしていない

①なぜ基本合意や骨格提言は破られたのか？　②家族依存、年収100万円以下の障害者のくらしはどう変わったのか？　③三年を目途に見直すという論点を、どういうメンバーで、どういう討論で、目標や日程でするのか？　などまったく説明されていません。

質疑では、「応益負担は1割残っているが、その理念は、低所得者の人が使ったものの1割ですむように考えた上限の1割だ！」（民主党）。

自民党議員は、内容ではなく「障害者政策委員会の人選は公平・中立なのか？　つなぎ法や総合支援法に反対運動を展開している人も多く含まれている、どう考えているか！」とまるで恫喝。

公聴会も開かず原告の意見さえも聞かないまま、小宮山厚労大臣は「基本合意、骨格提言は重いもの。財政上など総合的に判断して段階的にしか実現できないことをご理解いただきたい」と繰り返すだけでした。

◆元原告の決意と運動の展望

訴訟団記者会見での元原告の発言です。「応益負担は残っている。同じ作業所のなかまなのに、自分は無料でも、利用料取られる人がいる。格差が広がっている」（五十嵐良さん）。「配偶者の収入を理由とした応益負担はなんら解消されていない」（家平悟さん）。「骨格提言の実現で重度知的障害の娘がどんなに生きやすくなるかと思えた。そんな期待、希望を粉々にされた」（柳沢加代子さん）。「マスコミは障害者の実態を見て欲しい」（下地和子さん）。

基本合意の完全実現をめざす会の太田修平事務局長は、「痛恨の極み。71名の原告だけの問題ではない。一人ひとりがつながって、明日への運動につなげていきたい！」。

＊

「総合福祉法」を求める地方議会意見書採択は208自治体を超えました（6月27日現在）。障害者政策委員会では差別禁止法と障害者計画協議が始まります。JD（日本障害者協議会）はそれに向けて6つの政策ワーキングチームによる政策提言作業をスタートさせました。絶対に負けられない運動は続きます。

翌21日、9月までの大幅な会期延長が決まりました。しかし、社会保障切り捨て消費税増税、原発再稼働、TPPや「新システム」への反対運動は急速に拡大しています。国会情勢は極めて緊迫しています。

【声明】
「基本合意」を破り、「骨格提言」を棚上げにした障害者総合支援法の可決・成立に強く抗議します

2012年6月20日　全国障害者問題研究会常任全国委員会

6月20日、国会は、多くの障害者・関係者の声を踏みにじり、民主・自民・公明三党の多数の暴挙によって、障害者総合支援法を可決・成立させました。この法は、「基本合意」を破り、障害者団体が一致してまとめあげた「骨格提言」を棚上げにするもので、「新法」とは名ばかりです。

天下の悪法・障害者自立支援法は、障害者・関係者のねがいと大きな世論によって否定され、違憲訴訟団は国と基本合意を締結し、司法「和解」しました。この基本合意と障害者権利条約を指針として、政府機関として制度改革推進会議がもたれ、総合福祉部会は全員一致で骨格提言をまとめました。全国で200をこえる自治体は骨格提言にもとづく総合福祉法を求める決議をあげています。

しかし、厚労省が2月に示した法案は、自立支援法の「廃止」ではなく「一部改正」でした。多くの厳しい批判があったにもかかわらず、政府与党は3月に閣議決定・国会上程し、4月26日には衆議院本会議で一切の審議もなく採決しました。これに前後して、国会前には雨の日も風の日も全国各地から4500名を越える障害者・関係者が駆けつけ、基本合意を守り、骨格提言を尊重した徹底審議を求め声を上げていました。

総合支援法では、「障害者の人間としての尊厳を深く傷つけた」応益負担はなくなりません。収入認定は家族の収入を除外して障害児者本人だけにすべきです。制限列挙の「障害の範囲」では、「谷間の障害」はなくなりません。これでは障害者権利条約の批准条件は満たせません。

そして、「金ないものから金とるな！」。私たちが求めているのは「特別」なものではなく、極端に低い日本の福祉予算を、せめてOECD諸国の平均並にすること。同年齢の市民と同等の権利を保障することなのです。

国が締結した基本合意という約束を破ることは、法治国家としての民主主義のルールを破壊する歴史的な暴挙です。

私たちは障害者団体やさまざまな行政訴訟団、多くの市民とより固く連帯し、基本合意を守り、骨格提言を尊重した障害者総合福祉法の実現を求めます。障害者権利条約の批准にたる国内法制度の抜本改正をひきつづき、強く求めつづける決意です。